

私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助金 (大規模災害※対応分)の概要

大規模災害により被災し、就学困難となった都内の私立専修学校・各種学校在籍生徒の就学の機会を確保するため、学校設置者が被災生徒の授業料等を減免した場合に、当該減免額の一部を補助する。

※令和8年熊本地震および文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。
大規模災害とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）に基づき、激甚災害（本激）に指定された災害（地震は最大震度が7であるものに限る。）のうち、文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。また、新たに大規模災害と認められる災害が発生した場合には、これを対象に含める。
なお、補助金の支援対象期間については原則として当該大規模災害被災者向けの支援を開始した初年度のみとする。

1 制度の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 対象学種 | 都内の私立専修学校及び各種学校※1 |
| (2) 対象課程及び生徒 | <p>年収約590万円未満※2の世帯であり、大規模災害に起因する事情により家計急変が生じ、以下の要件に該当する課程の授業料等が納付困難の者（保護者＝生計維持者のみ被災の例を含む）</p> <p>＜課程要件＞職業に必要な技術等の教授を目的とするもの※3</p> <p>修業年限が一定期間以上のもの※4</p> <p>授業が年2回を超えない一定時期に開始され、終期が明確なもの</p> <p>ただし、避難先に定住をした、又はすることの意思確認がなされた場合には、本補助金の対象とはならない。</p> |
| (3) 対象経費 | <p>当該年度の授業料等の減免額※5</p> <p>ただし災害発生後の授業料等相当額の減免に限る（災害発生前の授業料等は対象外）</p> |
| (4) 補助率 | 3分の2（1人あたりの補助限度額あり※6） |
| (5) 補助対象期間 | 原則として当該大規模災害被災者向けの支援を開始した初年度のみ |

※1 設置者が学校法人以外でも補助対象

※2 「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」が15万4,500円未満の世帯

※3 外国人学校を含む

※4 専修学校（専門課程・高等課程）＝1年以上、専修学校（一般課程）・各種学校＝2年以上

※5 授業料、入学料又は施設整備費など実質的に授業料と同等とみなすことができる納付金が補助対象

※6 外国人学校補助限度額：幼稚園相当課程＝453,423円、小学校相当課程＝909,697円、中学校相当課程＝834,964円、高等学校相当課程＝396,000円、その他高等教育相当課程＝上限なし、専修学校（高等課程）補助限度額＝396,000円（専修学校その他の課程及び各種学校その他の課程は限度額なし）

2 補助対象生徒等の主な認定方法

(1)大規模災害により被災したことの確認方法

- ① 発災時に大規模災害で被害のあった市町村に在住していたことによる確認
- ② ①によらない場合、大規模災害により被災したことに起因する家計急変を証する書類による確認

(2)被災に起因する家計急変により授業料の納付が困難であることの確認方法

- ① 課税証明書等、年収約 590 万円未満の世帯であることが確認できる書類
- ② 保護者の失職、倒産、死亡等により家計が急変したことを証する書類による確認
- ③ 家屋の流失損壊等により家計が急変したことを証する書類による確認
(家計急変事由が家屋損壊による場合は、罹災証明は半壊以上とする。)
- ④ 市町村民税の特別措置に基づく区市町村民税、固定資産税等の減免を証明する書類による確認

3 日程及び手続 (予定)

○ 7月1日～7月31日	第1回補助金交付申請受付期間
○ 8月中旬～下旬	第1回受付分補助金交付決定
○ 10月5日～11月6日	第2回補助金交付申請書受付期間
○ 1月中旬～下旬	第2回受付分補助金交付決定
○ 2月中旬～3月上旬	実績報告書等の提出 (第1回・第2回受付分)
○ 4月中旬	額確定及び補助金交付 (第1回・第2回受付分)

＜問合せ先＞ 東京都生活文化局私学部私学振興課
03(5320)4239